

## 行方不明の社員、解雇はできる！？

最近、「突然会社を無断欠勤して連絡が取れなくなった」という相談が増えています。2週間以上も行方がわからず無断欠勤が続いている状態であれば、一般的に解雇事由に該当するものと考えられます。就業規則においても、懲戒解雇条項に2週間以上の無断欠勤が続いた時は懲戒解雇する旨の条文があるのが散見されます。

ただし、行方不明であるために解雇を本人に伝えることが困難な状況にあります。法律上の手続である『公示送達』の方法により解雇の意思表示を本人に伝えることはできますが、時間と労力を要します。また、助成金を受給している場合は、**解雇は助成金返還**になることもあるので避けたいところです。

そこで、無断欠勤している社員の過去の勤務状況、行方不明になった時の状況、連絡が取れなくなったからの期間など、諸般の事情を考慮して誰が見ても自分から会社を辞めるつもりでいなくなったと言えるかどうかを改めて確認する必要があります。

もし、そうであれば「黙示の労働契約の解約」の意思表示と捉えることも可能であり、依願退職扱いとして差支えないかもしれません。しかし、そのように個々の状況を確認して判断を下すことは、手間もかかり、客観性を欠く恐れもあります。そこで、このような場合に対処するために、**就業規則に無断欠勤や行方不明が続く場合の取扱いを明示**し、これを周知しておくことは、トラブルを回避する有効な方法になり得ます。

## 知っている则便利！？ (メールマガジンより)

### ～ 新幹線は大阪駅に近い車輦が1号車 ～

#### 【解説】

■ 仕事で出張をする際、新幹線に乗ることが多いですね。

■ 指定席を確保した場合、

【13号車18番A】

などとチケットに書いてありますが、ホームに上がったから、遠くの車輦めがけて小走りしている人が結構多くいます。

■ 実は、新幹線の車輦は、大阪駅に近いほうが1号車、東京駅に近くなるにつれ、14号車と大きくなっていきます。

また、座席番号も、大阪駅に近いほうが1番、東京駅側が20番、となっています。

■ この法則を知っているだけで、重い荷物を抱えて車輦の端から端まで歩くムダが省けそうですね。



このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又はご一報頂ければと存じます。送信リストから削除させて頂きます。よろしくお願ひします。

FAX番号45-7166 □不要 貴社名 \_\_\_\_\_